郡山カップ 第 10 回福島県フットサル選手権大会 小学生の部

実施要項

1. 名称

郡山カップ 第10回福島県フットサル選手権大会 小学生の部

2. 主催

郡山カップフットサル実行委員会

(郡山市、郡山市教育委員会、一般財団法人福島県サッカー協会、郡山サッカー協会、福島民友新聞社)

3. 主管

一般財団法人福島県サッカー協会

4. 後援

福島県、郡山市体育協会、読売新聞東京本社、福島中央テレビ、ふくしまFM

5. 特別協賛

ゼビオ株式会社

6. 協力

福島県フットサル連盟

7. 日程

2016年2月13日(土)・14日(日)・21日(日)

8. 会場

西部第二体育館 (郡山市待池台 1-7 Tel 024-959-4554)

- 9. 参加資格
 - (1) フットサルチームの場合
 - ①一般財団法人福島県サッカー協会を通じて、公益財団法人日本サッカー協会へ、「フットサル4種」の種別で加盟登録した単独チームであること。 一つの加盟登録チームから、複数のチームで参加できる。
 - ②第1項のチームに所属する2003年4月2日以降に生まれた選手であること。 男女の性別は問わない。
 - (2) サッカーチームの場合
 - ①一般財団法人福島県サッカー協会を通じて、公益財団法人日本サッカー協会へ、「4種」で加盟登録した単独チームであること。一つの加盟登録チームから、複数のチームで参加できる。
 - ②前項のチームに所属する2003年4月2日以降に生まれた選手であること。 男女の性別は問わない。
 - (3)選手および役員は、複数のチームで参加できない。
 - (4) チームは、帯同審判員(フットサル審判有資格者)1名以上帯同させること。
- 10. 参加チームとその数

各地区予選を勝抜いた16チームする。

- 11. 競技形式
 - (1) 1次ラウンド: 16 チームを 4 グループに分けて、総当たり 1 回戦のリーグ戦を行い、各グループ 1 位および 2 位チームが 2 次ラウンドに進出する。

順位は、勝点合計の多いチームを上位とする。 勝点は、勝ち3、引き分け1、負け0とする。

ただし、勝点合計が同じ場合は、以下の順序により決定する。

- ① 当該チーム内の対戦成績
- ② 当該チーム内の得失点差
- ③ 当該チーム内の総得点数
- ④ グループ内の総得失点差
- ⑤ グループ内の総得点数
- ⑥ 下記に基づくポイント合計がより少ないチーム

(ア) 警告1回 1ポイント

(イ) 警告 2回による退場 1回 3ポイント

(ウ) 退場1回 3ポイント

(I) 警告1回に続く退場1回 4ポイント

- ⑦ 抽選
- (2) 2次ラウンド: 8チームにより、ノックアウト方式で行う。 3位決定戦を行う。
- 12. 競技規則

大会実施年度の公益財団法人日本サッカー協会フットサル競技規則による。

※フットサル競技規則 2015/2016 の改正を適用する。

13. 競技会規定

以下の項目については、本大会で規定する。

- (1) ピッチ
 - ① 大きさ:原則として、36m×18m

センターサークルの半径:2.5m

ペナルティーエリア四分円の半径:5m

ペナルティーマーク:5m

第2ペナルティーマーク:8m

交代ゾーンの長さ:4m

タイムキーパーのテーブルの前のエリア:ハーフウェーラインの両端からそれぞれ4m

ただし、施設によっては上記の通りではない。

② 守備側競技者のボール等から離れる距離

フリーキック:4m

コーナーキック:4m

キックイン:4m

(2)ボール

試合球: フットサル3号ボール

(3)競技者の数

競技者の数:5名

交代要員の数:7名以内

(4) ベンチに入れるチーム役員の数

登録された6名のうち3名以内

(5) 競技者の用具

① ユニフォーム:

- (ア) フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに、色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム (シャツ、シューツ、ストッキング) を参加申込書に記載し、各試合には正副ともに必ず携行 すること。
- (イ) チームのユニフォームのうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別しうる ものであること。
- (ウ) フィールドプレーヤーとして試合に登録された選手がゴールキーパーに代わる場合、その試合 でゴールキーパーが着用するシャツと同一の色彩および同一のデザインで、かつ自分自身の背 番号のついたものを着用すること。
- (エ) シャツの前面、背面に参加申込書に登録した選手番号を付けること。ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。選手番号は服地と明確に区別し得る色彩であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。
- (オ) 選手番号については、1から99までの整数とし、0は認めない。 必ず、本大会の参加申 込書に記載された選手個有の番号を付けること。
- (カ) ユニフォームへの広告表示については、公益財団法人日本サッカー協会の承認を受けている場合のみこれを認める。ただし、ユニフォーム広告表示により生じる会場等への広告掲出料等の経費は当該チームにて負担することとする。
- (キ) その他のユニフォームに関する事項については、公益財団法人日本サッカー協会のユニフォーム規程に則る。
- ② 靴:靴底は接地面が平らで飴色、白色もしくは無色透明の屋内用シューズのみ使用可能とする。
- ③ ビブス:交代要員は、競技者と異なる色のビブスを用意し着用しなければならない。 なお、ビブスはチームでユニフォームと異なる色彩の2色を準備すること。

(6)試合時間

16 分間(前後半各 8 分間)のプレーイングタイムとし、ハーフタイムのインターバルは 4 分間とする。

- (7) 試合の勝者を決定する方法(試合時間内で勝敗が決しない場合)
 - ① 1次ラウンド:引き分け
 - ② 準々決勝・準決勝: ペナルティーキック方式により勝敗を決定する。なお、ペナルティーキック方式に 入る前のインターバルは1分間とする。
 - ③ 決勝:6分間(前後半各3分間)の延長戦を行い、決しない場合はペナルティーキック方式により優勝チームを決定する。なお、延長戦に入る前のインターバルは5分間とし、ペナルティーキック方式に入る前のインターバルは1分間とする。

14. マッチコーディナーションミーティング (MCM)

キックオフ 60 分前に実施する。

当該試合のチーム代表者は、プログラムに記載されている各試合開始時間の 60 分前に、ユニフォーム正・副(G Kも含)一式・ビブス・メンバー票・電子登録証の写しもしくは選手証・筆記用具を必ず持参のうえ時間厳守にて、M C Mの会場に集合すること。

※決勝戦・3 位決定戦の MCM 実施時間については、当日当該チームへ大会事務局よりお知らせいたします。

15. 懲罰

(1) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に本大会の次の1試合に出場できない。

- (2) 本大会期間中に警告の累積が2回に及んだ選手は、自動的に本大会の次の1試合に出場できない。
- (3) 前項により出場停止処分を受けたとき、または、本大会の終了のときに、警告の累積は消滅する。
- (4) 本大会終了時点で未消化となる出場停止処分は、当該チームが出場する直近のフットサル公式試合にて消化する。ただし、警告の累積によるものを除く。
- (5) その他、懲罰に関する事項については、公益財団法人日本サッカー協会の「懲罰規程」に則り、一般 財団法人福島県サッカー協会の規律委員会が決定する。

16. 参加申込

- (1) 1チームあたり 26名(選手8名以上20名、役員6名)を上限とする。
- (2) 「県大会参加申込書」はデーターをメールにて、「プライバシーポリシー同意書」は捺印したものを郵送にて、一般財団法人福島県サッカー協会へ送付ください。

17. 電子選手証

各チームの登録選手は、公益財団法人日本サッカー協会発行の電子登録証の写し(写真が登録されたも

の)もしくは選手証(写真を貼付されたもの)を、試合会場に持参すること。 電子登録証が確認できない場合は、試合に出場できない。

18. 組み合せ抽選

実行委員会にて厳正なる抽選を行います。

なお、組み合せが決まりしだい、大会事務局より書類を発送いたします。

19. 代表者会議

参加チームの負担を考慮し開催いたしません。

※大会事務局より発送された書類を必ず一読ください。

20. 参加費

1チーム 15,000円

21. 開会式

2016 月 2 月 13 日(土)マッチ NO 7・8 の試合が終わり次第、西部第二体育館にて行いますので、選手はアリーナに集合してください。(寒くない服装で参加ください。)

22. 表彰

優勝チームには優勝杯(持ち回り)授与する。

優勝、準優勝、3位チームには賞状、盾、メダル、副賞を授与する。

4 位のチームには、賞状、盾、副賞を授与する。

23. 表彰式

一般の部の決勝戦が終わり次第行う。

24. 傷害補償および怪我の対応

チームの責任において傷害保険に加入すること。

なお、怪我等の対応はチームでお願いいたします。

また、選手は保険証または保険証のコピーを持参することが望ましい。

25. その他

(1) 大会初日のみ、大会プログラムをお渡しいたしますのでチーム代表者は会場到着次第「大会本部」までお越しください。

- (2) アリーナに入る全ての方は、靴底は接地面が飴色、白色もしくは無色透明の屋内用シューズのみ使用ください。
- (3) アイシング用の氷はチームで準備してください。
- (4) チーム帯同審判員は、フットサル審判証(写真を貼付したもの)を必ず携帯すること。
- (5) 試合が一方のチームの責に帰すべき事由により試合開始不能または中止になった場合には、その帰責事由 のあるチームは0対5またはその時点のスコアがそれ以上の得点差であれば、そのスコアで負けとする。また、 それ以降の処置については本大会の規律委員会で決定する。

一般財団法人福島県サッカー協会 〒963-0204 郡山市土瓜 1-230 柳沼ビル 1 F IEL 024-953-5626 Fax 024-953-5627 メール fa07@fukushima-fa.com